

ジャールカンド州におけるロックダウン延長に関する注意喚起
(実施期間: 令和3年6月17日～6月24日)

ジャールカンド州政府は、州首相の公式 Twitter 上にて、6月17日(木)午前6時までの期限で、州内全域で実施しているロックダウンについて、6月24日(木)午前6時まで引き続き実施すると発表しました。

6月19日(土)午後4時から6月21日(月)午前6時までの間は、州内において完全ロックダウンとなりますので、御注意ください。

今回発表された主な内容等は、次のとおりです。

- ショッピングモールやデパートを含む全ての店舗は午後4時まで営業可能とする。
- 全ての政府関係事務局および民間企業の事業所は、従業員数の3分の1の人員を上限に午後4時まで開庁および営業可能とする。
- 6月19日(土)午後4時から6月21日(月)午前6時までの間、州内を完全ロックダウンとし、医薬品取扱店舗を除き、青果店・雑貨屋・お菓子屋および食料品店を含む全ての店舗は閉店することとする。
- 上述の制限においても、医療関係機関、ガソリン・ガス関連事業、レストランの宅配及び持ち帰り、倉庫業など一部の事業においては、その対象外とする。
- 映画館、複合施設、劇場、バーおよびクラブ、競技場、体育館、プール、公園は引き続き閉鎖とする。
- 州政府および関連機関が行う全ての試験は延期とする。
- バスでの移動は一部例外を除き禁止する。
- 州間、地区間を私用車で移動する際、他州よりジャールカンド州に入る際には、eパスの申請ホームページより、eパスを入手すること。ただし、地区内を移動する私用車については、eパスの携行は不要。
【ジャールカンド州 e パス申請ホームページ】

https://epassjharkhand.nic.in/public/dc_login.php

- 他州からジャールカンド州を訪れる全ての者は、7日間の隔離とする。ただし、72時間以内にジャールカンド州を離れる者は隔離の対象外とする。
- 他州からジャールカンド州を訪れる全ての者は、州政府の登録サイトより個人に関する情報を登録する必要がある。

(登録期限)

(1) ジャールカンド州滞在者が一度州を離れる場合

: 州を離れる日当日までに要登録

(2) 他州滞在者がジャールカンド州を訪れる場合

: 州到着日当日までに要登録

【ジャールカンド州の登録サイト】

<http://www.jharkhandtravel.nic.in/public/index.php>

今後、ロックダウンは延長、または制限内容が変更される可能性もありますので、詳細や今後の制限等については、公的機関や報道等から情報収集に努めてください。

(州首相公式 Twitter: ヒンディー語)

<https://twitter.com/JharkhandCMO/status/1404759647630729217?s=20>

【御参考: 本件に関する報道(英語)】

https://m.timesofindia.com/india/jharkhand-extends-lockdown-like-restrictions-till-june-24-some-curbs-eased/amp_articleshow/83548612.cms

(お問い合わせ先)

在コルカタ日本国総領事館 領事

電話: +91-(0)33-3507-6830(代表)

領事班緊急連絡先: +91-(0)98310-13184

email: ryoji_kolkata@cc.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>